

新総合事業の移行にあたり、京都府・京都市に地域の社会資源である 訪問介護・通所介護を守り発展させることを求めます

介護保険制度改定により 2017 年度までに要支援 1.2 の訪問介護利用者・デイサービス利用者（通所介護）は全国一律の保険給付から、市町村事業（新総合事業）へと移行することになっています。

事業移行後、現行の訪問介護事業所及びデイサービス（通所介護）は、「現行サービス」として残ることになっていますが、新たに「基準緩和型サービス」「住民参加型サービス」などを市町村が創設することになります。「基準緩和型サービス」では一定の研修をうけた無資格者のスタッフや設備基準緩和の質の低下が懸念されます。そして、「住民参加型サービス」にいたっては無資格・施設基準がない町内会やボランティアなどによる生活支援、通いの場の提供で良いとされ、府民の求める質の高い介護サービスを提供できなくなる恐れがあります。これは、本来の介護保険制度の理念に反するものと言わざるをえません。

また、運営する事業所からみても、報酬の大幅な引き下げとなることは間違いありません。それは、今回の介護報酬マイナス改定により、多くの事業運営が危機的な状況を迎え、倒産など、事業所閉鎖が急増していることから明らかです。このままでは、要支援者の権利が奪われ、「保険あって介護なし」の現状が進行しかねません。

私たちは地域の貴重な資源となっているデイサービス（通所介護）ヘルパー事業所（訪問介護）を守り発展させるために以下のことを提言します。

1 京都府・京都市は要支援者の新総合事業移行にあたっては、現行のサービスの利用を保障すること

- ①低報酬で低水準の「基準緩和型サービス」については導入しないこと
- ②現行予防訪問介護・通所介護相当サービスについては、すべての要支援認定者にその選択による利用を保障すること
- ③現行予防訪問介護・通所介護相当サービスの事業所には予防給付以上の報酬額を保障すること

2 京都府・京都市は介護サービス事業が維持発展し、利用者サービスが向上する報酬が確保されるように国に働きかけること

全国福祉保育労働組合京都地方本部

京都医療労働組合連合会

*問い合わせ先 京都医労連書記局 tel : 075-801-8002/fax : 075-811-6170